

成長戦略ファンド 地域資源活用・社会課題解決支援枠助成金交付要領

(通則)

第1条 成長戦略ファンド 地域資源活用・社会課題解決支援枠助成金（以下「助成金」という。）の交付については、この要領で定めるところによる。

(目的)

第2条 この助成金は、公益財団法人石川県産業創出支援機構（以下「支援機構」という。）が、中小企業者や組合等の取り組みを支援することで、地域資源を活用した商品や地域の社会課題解決に向けたサービス開発・事業化を促進し、地域経済の活性化に寄与する新たなビジネス創出の推進を図ること等を目的とする。

(定義)

第3条 この要領において、中小企業者とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第7号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- (2) 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- (3) 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- (4) 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- (5) 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人であって、ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- (6) 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、ソフトウェア業又は情報処理サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- (7) 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人であって、旅館業に属する事業を主たる事業として営むもの

2 前項の規定にかかわらず、大企業と次の各号に掲げる関係を持つ企業は、大企業とみなす。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (4) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を(1)～(3)に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- (5) (1)～(3)に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

3 第2項の大企業には、次の各号に掲げるものは含まないものとする。

(1) 中小企業投資育成株式会社

(2) 投資事業有限責任組合

4 この要領において、地域資源とは、本県で生産・製造された農林水産物・鉱工業品（当該鉱工業品の生産に係る技術を含む。）、本県独自の観光資源・技術等を指す。

(助成金の内容)

第4条 助成金の助成対象事業、助成対象者、助成対象経費、助成率、助成限度額及び助成期間は、別表に掲げるとおりとする。

2 国又は県等の公的機関から他の助成金を受けている場合は、助成金の交付対象としないものとする。ただし、支援機構理事長（以下「理事長」という。）が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付申請をしようとする者は、交付申請書（様式第1号）に必要書類を添え、理事長に対し、別に定める期日までに提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第6条 理事長は、助成金の交付申請があった場合において、その内容を審査したうえで、適正と認めたときは、すみやかに助成金の交付の決定を行うものとする。

2 理事長は、前項の場合において必要があるときは、助成金の交付申請に係る事項につき修正を加えて助成金の交付決定をすることができる。

(決定の通知)

第7条 理事長は、助成金の交付決定をしたときは、交付決定通知書（様式第2号）により、すみやかにその決定の内容及びこれに附した条件を助成金の交付申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 助成金の交付申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金の交付決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して15日以内に、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定は、なかったものとみなす。

(助成金の交付の条件)

第9条 理事長は、助成金の交付決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項につき条件を附するものとする。

(1) 助成事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）又は助成事業に要する経費の配分の変更（20%以内の変更を除く。）をする場合においては、理事長の承認を受けるべきこと。

(2) 助成事業を中止し、又は廃止する場合においては、理事長の承認を受けるべきこと。

(3) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合において

は、すみやかに理事長に報告してその指示を受けるべきこと。

(4) その他理事長が必要と認める事項

2 第1項(1)又は(2)に規定する理事長の承認を受けようとする者は、変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を提出し、承認を受けなければならない。

(事業の遂行)

第10条 助成事業を行う者(以下「助成事業者」という。)は、助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行わなければならない、助成金の他の用途への使用をしてはならない。

(遂行状況の報告)

第11条 理事長は、必要があると認める場合は、助成事業者から助成事業の遂行の状況に関し報告させることができる。

(実績報告)

第12条 助成事業者は、助成事業が完了したとき(助成事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、助成事業完了後1月以内に助成事業の成果を記載した実績報告書(様式第4号)に必要書類を添えて理事長に報告しなければならない。

(額の確定)

第13条 理事長は、助成事業の完了又は廃止に係る助成事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定する。

2 前項の規定により算出した助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

3 理事長は、助成金の額を確定したときは、確定通知書(様式第5号)により、すみやかにその額を助成事業者に通知する。

(助成金の支払い)

第14条 助成金の支払いは、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後にこれを行うものとする。

(助成金の請求)

第15条 助成金の交付を受けようとする助成事業者は、精算払請求書(様式第6号)を提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第16条 理事長は、助成事業者が、助成金の他の用途への使用をし、助成事業に関して助成金の交付決定の内容又はこれに附した条件その他理事長の処分に違反したときは、助成金の交付決定の全部又

は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 第8条の規定は、第1項の規定による取消をした場合について準用する。

(助成金の返還)

第17条 理事長は、助成金の交付決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消に係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めて、返還させなければならない。

- 2 理事長は、助成事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、すでにその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第18条 理事長は、助成事業者が、助成事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(加算金及び延滞金)

第19条 助成事業者は、第16条第1項の規定又はこれに準ずる処分に関し、助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を支援機構に納付しなければならない。

- 2 助成事業者は、助成金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を支援機構に納付しなければならない。

(取得財産の管理)

第20条 助成事業者は、助成事業により取得した又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、善良な管理者の注意をもって適切に管理しなければならない。

- 2 助成事業者は、取得財産等（取得価格又は効用の増加価格が税抜50万円以上のもの）について、様式第7号の1による「取得財産管理台帳」を備え、管理しなければならない。
- 3 助成事業者は、事業実施期間内に取得財産等があるときは、第12条に定める実績報告書に様式第7号の2による「取得財産管理明細表」を添付しなければならない。
- 4 理事長は、助成事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を支援機構に納付させることがある。

(取得財産の処分の制限)

第21条 取得財産のうち処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が税抜単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 助成事業者は、助成金の交付の目的及び耐用年数を考慮して理事長が定める期間において、前項の取得財産等を、理事長の承認を受けないで、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、廃棄し、

交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

3 助成事業者は、前項の承認を受けようとするときは、予め財産処分承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 前条4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(助成金の経理)

第22条 助成事業者は、助成事業に係る経費の収支の状況を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を、助成事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(立入検査)

第23条 理事長は、助成金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、助成事業者に対して報告をさせ、又は支援機構の職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(成果の事業化等)

第24条 助成事業者は、助成事業の成果の事業化に努めなければならない。

2 助成事業者は、助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度終了後30日以内に当該助成事業に係る過去1年間の事業化の状況について理事長に報告書(様式第8号)を提出するとともに、事業の実施期間中は、当該助成事業に関係する調査に協力しなければならない。ただし、理事長が特に認める場合は、この限りでない。

(反社会勢力の排除)

第25条 理事長は、石川県暴力団排除条例第6条に基づき、助成対象者(法人の役員等も含む。)が、暴力団員及び暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者には助成金を交付しないものとする。

(その他)

第26条 この要領に定めるもののほか、助成金交付事業に関し、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年8月1日から施行する。

別表

事業名	助成対象事業	助成対象者	助成対象経費		助成率	助成限度額	助成期間
			経費区分	内容			
1. 中小企業等による地域資源活用新商品・新サービス開発に係る事前調査支援	地域資源を活用した新商品・新サービスの開発に取り組む前に実施する市場調査やマーケティング分析、商品化に係る技術的問題点や販路開拓に係る課題等の抽出・整理、これらの課題解決に向けた具体的方策の検討、並びに、これらに必要な小規模な試作・開発を行う事業	石川県内に事務所、事業所、工場等を有する以下の者を対象とする。 (1) 中小企業者（※）、個人事業主 (2) 企業組合、協業組合 (3) 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会 (4) 農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人 (5) 漁業協同組合 (6) 水産加工業協同組合 (7) 森林組合、森林組合連合会 (8) 商工組合、商工組合連合会 (9) 商店街振興組合、商店街振興組合連合会 (10) 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者（※）であるもの (11) 酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者（※）であるもの (12) 鉱工業技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者（※）であるもの (13) 有限責任事業組合であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者（※）であるもの (14) (1)から(13)に該当する4者以上のグループであって、グループ内の役割分担や責任体制等が明確、かつ、その内容について全構成員が同意済であることを書面等で確認できること等を踏まえ、理事長が実施主体として適当と認めたもの	事業費	専門家等謝金、従事者旅費、専門家等旅費、会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、調査研究費、通訳・翻訳料、雑役務費、保険料、借損料、知的財産権取得費、コンサルタント費、委託費	定額	[助成対象者(1)～(13)に該当する者] 500千円 [助成対象者(14)に該当する者] 1,000千円	1年以内
			その他	上記以外の費用で、理事長が特に必要と認める経費			
2. 中小企業等による社会課題解決に向けた新商品・新サービスの開発・販路開拓支援	社会課題解決に向けた新商品・新サービスの市場調査（知的財産に係る調査等を含む。）、開発（試作、評価等を含む。）販路開拓に係る事業	石川県内に事務所、事業所、工場等を有する以下の者を対象とする。 (1) 中小企業者（※）、個人事業主 (2) 企業組合、協業組合 (3) 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会 (4) 農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人 (5) 漁業協同組合 (6) 水産加工業協同組合 (7) 森林組合、森林組合連合会 (8) 商工組合、商工組合連合会 (9) 商店街振興組合、商店街振興組合連合会 (10) 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者（※）であるもの (11) 酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者	事業費	専門家等謝金、従事者旅費、専門家等旅費、会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、調査研究費、パンフレット等作成費、広告宣伝費、通訳・翻訳料、雑役務費、保険料、借損料、知的財産権取得費、コンサルタント費、委託費	2/3	3,000千円	3年以内

		(※)であるもの (12) 鉱工業技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者(※)であるもの (13) 有限責任事業組合であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者(※)であるもの (14) (1)から(13)に該当する4者以上のグループであって、グループ内の役割分担や責任体制等が明確、かつ、その内容について全構成員が同意済であることを書面等で確認できること等を踏まえ、理事長が実施主体として適当と認めたものの	試作・開発費 原材料費、機械装置又は工具器具購入費、備品費、借損料、製造・改良・加工料、デザイン料、実験費、設計費、外注加工費、コンサルタント費、委託費				
			その他 上記以外の費用で、理事長が特に必要と認める経費				
3. 小規模企業者による社会課題解決に向けた新商品・新サービスの開発・販路開拓支援	社会課題解決に向けた新商品・新サービスの市場調査(知的財産に係る調査等を含む。)、開発(試作、評価等を含む。)、販路開拓に係る事業	石川県内に事務所、事業所、工場等を有する従業員数5名以下の中小企業者(※)、個人事業主を対象とする。	事業費 専門家等謝金、従事者旅費、専門家等旅費、会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、調査研究費、パンフレット等作成費、広告宣伝費、通訳・翻訳料、雑役務費、保険料、借損料、知的財産権取得費、コンサルタント費、委託費	3/4	1,500千円	3年以内	
			試作・開発費 原材料費、機械装置又は工具器具購入費、備品費、借損料、製造・改良・加工料、デザイン料、実験費、設計費、外注加工費、コンサルタント費、委託費				
			その他 上記以外の費用で、理事長が特に必要と認める経費				

4. 地域資源活用新商品・新サービスの開発・販路開拓に取り組む中小企業等に対するハンズオン支援	地域資源を活用した新商品・新サービスの開発・販路開拓に取り組む中小企業等に対する事業計画の策定支援、事業実施に係る指導・助言、商品力・発信力強化支援、販路開拓支援等に係る事業	支援機構を対象とする。	事業費	委員謝金、専門家謝金、職員旅費、委員旅費、専門家旅費、会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、消耗品費、備品費、通信運搬費、調査研究費、パンフレット等作成費、広告宣伝費、デザイン料、通訳・翻訳料、雑役務費、保険料、借損料、コンサルタント費、委託費	定額	20,000 千円	1 年以内
			その他	上記以外の費用で、理事長が特に必要と認める経費			

(※) 中小企業者とは、以下の表の左欄に掲げる主たる事業として営んでいる業種が、業種ごとの資本金基準又は従業員基準のいずれかの基準を満たす企業をいう。

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 (資本の額または出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員数)
製造業、建設業、運輸業その他の業種（下記以外）	3 億円以下	3 0 0 人以下
卸売業	1 億円以下	1 0 0 人以下
サービス業	5 千万円以下	1 0 0 人以下
小売業	5 千万円以下	5 0 人以下
ゴム製品製造業	3 億円以下	9 0 0 人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3 億円以下	3 0 0 人以下
旅館業	5 千万円以下	2 0 0 人以下

注 1 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含まないものとする。

2 業種分類は、日本標準産業分類の規定に基づくものとする。

3 大企業と以下に掲げる関係を持つ企業（いわゆる「みなし大企業」）は対象外とする。

① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業者

② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業者

③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者

④ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を①～③に該当する中小企業者が所有している中小企業者

⑤ ①～③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとする。

- ・ 中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合

令和 年 月 日

受付欄（記載不要）

公益財団法人石川県産業創出支援機構
理事長 様

＜申請者＞

郵便番号	_____	(要ハイフン入力)
登記住所・所在地	_____	
企業名又は屋号	_____	
代表者職・氏名	_____	印
担当者職・氏名	_____	
担当者連絡先	_____	

令和 年度 成長戦略ファンド
地域資源活用・社会課題解決支援枠助成金交付申請書
【新商品・新サービス開発支援事業】

令和 年度において、標記助成事業を下記のとおり実施したいので、成長戦略ファンド 地域資源活用・社会課題解決支援枠助成金交付要領の規定により関係書類を添えて申請します。

事業区分

	事業区分	助成金メニュー 《助成限度額、助成率、助成期間》
地域資源	1	事前調査支援 中小企業者・組合等 《助成限度額：500千円、助成率：定額、助成期間：交付決定日より1年以内》
	2	事前調査支援 4者以上のグループ 《助成限度額：1,000千円、助成率：定額、助成期間：交付決定日より1年以内》
社会課題解決	3	新商品・新サービスの開発・販路開拓支援 中小企業者等枠 《助成限度額：3,000千円、助成率：2/3以内、助成期間：交付決定日より3年以内》
	4	新商品・新サービスの開発・販路開拓支援 小規模企業者枠 《助成限度額：1,500千円、助成率：3/4以内、助成期間：交付決定日より3年以内》

【提出書類】

- 経費の積算根拠資料（PDF）
- 直近（最新版）1期分の決算書等の写し（PDF）

1. 助成対象事業（取組）の事業計画【概要版】

※ 要点を簡潔に記載し、必ず本資料1ページに事業計画【概要版】をまとめてください。

事業計画名 (30字程度)	
活用する地域資源 (事業区分1～2) または 取り組む社会課題 (事業区分3～4)	
事業実施予定期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

取組背景 ・これまでの歩み(沿革) ・現在直面している課題 ・本事業に取り組む必要性や 目標(狙い)等 簡潔に記載 (100～200字程度)	
取組内容 本事業の内容を簡潔に記載 (100～150字程度)	
期待される成果 自社の売上目標数値を盛り 込んで成果を記載 (100～200字程度)	

2. 本年度の事業計画

①事業実施予定期間

令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
----	---	---	---	---	----	---	---	---

②事業実施計画

No.	実施内容	年											
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													

③実施内容

--

3. 経費明細・配分表

企業名又は屋号				
①経費明細		令和 年度	(単位:円)	
整理 番号	経費項目	経費内容	経費(税込)	経費(税抜)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
※すべての積算根拠書類を添付すること			合 計	

②経費配分

(単位：円)

区分	経費項目	経費(税込)	経費(税抜)	助成率 助成金
事業費	専門家等謝金			
	従事者旅費			
	専門家等旅費			
	会場借料			
	会場整備費			
	印刷製本費			
	資料購入費			
	通信運搬費			
	調査研究費			
	パンフレット等作成費			
	広告宣伝費			
	通訳・翻訳料			
	雑役務費			
	保険料			
	借損料(事業)			
	知的財産権取得費			
	コンサルタント費(事業)			
	委託費(事業)			
	国際認証取得費			
	小 計			
試作・開発費	原材料費(税率10%・8%)			
	機械装置又は工具器具購入費			
	備品費			
	借損料(試作開発)			
	製造・改良・加工料			
	デザイン料			
	実験費			
	設計費			
	外注加工費			
	コンサルタント費(試作開発)			
	委託費(試作開発)			
	小 計			
合 計				
※助成金は区分毎に千円未満切り捨ての計算をしています。			助成金合計額	
			助成金残額	
			交付申請額	

③ 資金調達

	予算	備考
助成金		
自己資金		
合 計		

④ 助成金管理表

(単位：円)

	事業計画額	交付申請額	変更承認額	額の確定額
令和 年度				
令和 年度				
令和 年度				
令和 年度				
合 計				

番 号
年 月 日

様

公益財団法人石川県産業創出支援機構
理事長

印

令和 年度 成長戦略ファンド
地域資源活用・社会課題解決支援枠助成金交付決定通知書
【新商品・新サービス開発支援事業】

年 月 日付で申請のあった標記事業助成金について、下記のとおり交付することに決定したので、成長戦略ファンド 地域資源活用・社会課題解決支援枠助成金交付要領の規定により通知します。

記

- 1 助成事業に要する経費、助成対象経費及び助成金の額は次のとおりとする。ただし、助成事業の内容が変更された場合における助成事業に要する経費、助成対象経費及び助成金の額については、別に通知するところによるものとする。

助成事業に要する経費	円
助成対象経費	円
助成金の額	円

- 2 事業の内容
交付申請書のとおりとする。

- 3 交付に係る条件
 - (1) 助成事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）又は助成事業に要する経費の配分の変更（20%以内の変更を除く。）あるいは助成事業の中止又は廃止をする場合においては、理事長の承認を受けなければならない。
 - (2) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに理事長に報告してその指示を受けなければならない。
 - (3) その他助成事業者は、成長戦略ファンド 地域資源活用・社会課題解決支援枠助成金交付要領に従わなければならない。

様式第3号（第9条関係）

令和 年 月 日

受付番号

公益財団法人石川県産業創出支援機構
理事長 様

＜申請者＞

郵便番号

登記住所・所在地

企業名又は屋号

代表者職・氏名

担当者職・氏名

担当者連絡先

印

令和 年度 成長戦略ファンド
地域資源活用・社会課題解決支援枠助成金変更（中止・廃止）承認申請書
【新商品・新サービス開発支援事業】

令和 年 月 日付 石産第 号により助成金交付決定の通知
があった標記助成事業を下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、承認されたく、成長戦略ファンド 地域資源活用・社会課題解決支援枠助成金交付要領の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 変更（中止・変更）の内容

2 変更（中止・変更）の理由

3 変更（中止・変更）に伴う経費の変更

別紙の③経費の変更とおり

企業名又は屋号

①経費明細

令和 年度

(単位:円)

整理 番号	経費項目	経費内容	変更前		変更後	
			経費(税込)	経費(税抜)	経費(税込)	経費(税抜)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
合 計						

※すべての積算根拠書類を添付すること

② 経費配分

(単位：円)

区分	経費項目	変更前		変更後		助成率
		経費(税込)	経費(税抜)	経費(税込)	経費(税抜)	助成金
事業費	専門家等謝金					
	従事者旅費					
	専門家等旅費					
	会場借料					
	会場整備費					
	印刷製本費					
	資料購入費					
	通信運搬費					
	調査研究費					
	パンフレット等作成費					
	広告宣伝費					
	通訳・翻訳料					
	雑役務費					
	保険料					
	借損料(事業)					
	知的財産権取得費					
	コンサルタント費(事業)					
	委託費(事業)					
	国際認証取得費					
	小 計					
試作・開発費	原材料費(税率10%・8%)					
	機械装置又は工具器具購入費					
	備品費					
	借損料(試作開発)					
	製造・改良・加工料					
	デザイン料					
	実験費					
	設計費					
	外注加工費					
	コンサルタント費(試作開発)					
	委託費(試作開発)					
	小 計					
合 計						

※助成金は区分毎に千円未満切り捨ての計算をしています。

助成金合計額	
交付決定額	
変更承認申請額	

③ 経費の変更

経費区分	経費(税込)		経費(税抜)		助成金申請額		備考
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	
事業費							
試作・開発費							
合 計							

交付番号

＜申請者＞

郵便番号

登記住所・所在地

企業名又は屋号

代表者職・氏名

担当者職・氏名

担当者連絡先

即

令和 年 月 日付 石産第 号により助成金交付決定の通知
があった標記助成事業を下記のとおり実施したので、成長戦略ファンド 地域資源
活用・社会課題解決支援枠助成金交付要領の規定により関係書類を添えて別紙のと
おり報告いたします。

記

経費明細表 別紙2のとおり

様式第4号（第12条関係）

（変更承認のあった場合の実績報告書様式）

令和 年 月 日

受付番号

— —

公益財団法人石川県産業創出支援機構
理事長 様

＜申請者＞	
郵便番号	_____
登記住所・所在地	_____
企業名又は屋号	_____
代表者職・氏名	_____・_____ 印
担当者職・氏名	_____・_____
担当者連絡先	_____

令和 年度 成長戦略ファンド
地域資源活用・社会課題解決支援枠助成金実績報告書
【新商品・新サービス開発支援事業】

令和 年 月 日付 石産第 号により助成金交付決定の通知が
あり、令和 年 月 日付 石産第 号により変更承認の通知の
あった標記助成事業を下記のとおり実施したので、成長戦略ファンド 地域資源活
用・社会課題解決支援枠助成金交付要領の規定により関係書類を添えて別紙のとおり
報告いたします。

記

事業実績 別紙1のとおり

経費明細表 別紙2のとおり

事業実績

事業区分	
------	--

1. 実施内容

(1) 事業計画名

--

(2) 商品・サービスの概要

--

(3) 事業の実施内容

--

2. 実施結果及び成果

(1) 事業の達成度

① 計画の進捗状況(該当する達成度を選択してください)

--

上記の理由

--

② 事業化に向けた段階(該当する段階を選択してください)

--

(2) 事業の成果

① これまでの取り組み内容・成果

--

3. 今後の予定

(1) 現在の課題

--

(2) 今後の取り組み

--

4. 収支計画表

①売上げ状況等

(単位：千円)

		年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月
企 業 全 体	①全体売上高						
	既存事業の売上高						
	本事業の売上高						
	②売上原価						
	③売上総利益(粗利益) ※ (①-②)						
	④販売費一般管理費						
	⑤営業利益 (③-④)						
	うち本事業のみ						
	⑦本事業売上(千円) (A×B)/1000						
	⑧売上比率(%) (⑦÷①)						
A. 単価(円)							
B. 数量							

※以下の財務指標も参考に上記の計画を作成してください。

②財務指標

売上高増加率						
売上高総利益率						
売上高営業利益率						

1. 経費明細表

①支払確認表		企業名又は屋号		(単位:円)		
整理番号	経費項目	経費内容	支払日	支払先	経費(税込)	経費(税抜)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
※すべての疎明資料と整理番号が合致するようナンバーリングすること				事業対象経費(税抜)合計＝		

2. 収支実績

① 支出

(単位：円)

助成率

区分	経費項目	経費(税込)	経費(税抜)	助成金
事業費	専門家等謝金			
	従事者旅費			
	専門家等旅費			
	会場借料			
	会場整備費			
	印刷製本費			
	資料購入費			
	通信運搬費			
	調査研究費			
	パンフレット等作成費			
	広告宣伝費			
	通訳・翻訳料			
	雑役務費			
	保険料			
	借損料(事業)			
	知的財産権取得費			
	コンサルタント費(事業)			
	委託費(事業)			
	国際認証取得費			
	小計			
試作・開発費	原材料費(税率10%・8%)			
	機械装置又は工具器具購入費			
	備品費			
	借損料(試作開発)			
	製造・改良・加工料			
	デザイン料			
	実験費			
	設計費			
	外注加工費			
	コンサルタント費(試作開発)			
	委託費(試作開発)			
	小計			
合計				
※助成金は区分毎に千円未満切り捨ての計算をしています。 加えて実際には年度毎で計算を行う為、多少の誤差が生じます。			助成金合計額	
			交付決定額	
			変更承認額	
			助成金要望額	

② 資金調達

	予算	実績	備考
助成金			
自己資金			
合計			

番 号
年 月 日

様

公益財団法人石川県産業創出支援機構
理事長 印

令和 年度 成長戦略ファンド
地域資源活用・社会課題解決支援枠助成金額確定通知書
【新商品・新サービス開発支援事業】

令和 年 月 日付で実績報告のあった標記事業助成金について、下記のとおり助成金の額を
確定したので、成長戦略ファンド 地域資源活用・社会課題解決支援枠の規定により通知します。

記

助成事業に要する経費	円
助成対象経費	円
助成金確定額	円

＜申請者＞	
郵便番号	_____
登記住所・所在地	_____
企業名又は屋号	_____
代表者職・氏名	_____ 印
担当者職・氏名	_____
担当者連絡先	_____

令和 年 月 日付 石産第 号により助成金の額の確定
通知があった標記事業助成金として、下記金額が交付されるよう、成長戦略ファン
ド 地域資源活用・社会課題解決支援枠助成金交付要領の規定により請求いたしま
す。

1 助成金請求額 円

振込先	金融機関コード			銀行 金庫・組合 農協・漁協
	支店コード ／店番			本店・支店 出張所 本所・支所
	預金種類		口座番号	
	(フリガナ)			
	口座名義			

振込先口座の通帳のコピー（PDF）
（金融機関名、本・支店名、口座番号、口座名義人がわかるもの）

様式第 7 号（第 20 条関係）

企業名又は屋号	
---------	--

取 得 財 産 管 理 台 帳

(単位：円)

通し 番号	財産名	規格	数量	単価 (税抜)	金 額 (税抜)	取得年月日	耐用 年数	保管場所	処分制限 期間	補助率	備考

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が税抜金額50万円以上の財産とする。
2. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
3. 取得年月日は、納品年月日を記載すること。
4. 処分制限期間は、取得年月日から耐用年数に呼応する年月日を記載すること。

令和 年 月 日

受付番号

公益財団法人石川県産業創出支援機構
理事長 様

＜申請者＞

郵便番号

登記住所・所在地

企業名又は屋号

代表者職・氏名

担当者職・氏名

担当者電話番号

メールアドレス

印

令和 年度 成長戦略ファンド
地域資源活用・社会課題解決支援枠助成金事業化状況報告書
【新商品・新サービス開発支援事業】

下記事業について、成長戦略ファンド 地域資源活用・社会課題解決支援枠助成金交付要領の規定に基づき、事業化状況について報告します。

記

- 1 採択年度 令和 年度
- 2 事業計画名
- 3 事業化状況 別紙のとおり

事業化状況

(1) 事業化の状況(該当する進捗状況を選択してください)

[A:継続中 、 B:一時中止 、 C:終了]

[A:継続中] の場合、どの段階にあるか選択してください。

[B:一時中止] 、 [C:終了] の場合、その理由を具体的に記入してください。

(開発商品に対する売上金が発生している場合は [A:継続中] に該当します。)

(2) 事業化の内容

(3) 売上・収益状況

		(単位：千円)					
		事業終了年度					
		年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月
		実績					
企 業 全 体	①全体売上高						
	既存事業の売上高						
	本事業の売上高						
	②売上原価						
	③売上総利益(粗利益) ※ (①-②)						
	④販売費一般管理費						
	⑤営業利益 (③-④)						
	本事業のみ						
	⑦本事業売上(千円) (A×B) / 1000						
	⑧売上比率(%) (⑦÷①)						
	A. 単価 (円)						
	B. 数量						

※以下の財務指標も参考に上記の計画を作成してください。

財務指標

売上高増加率						
売上高総利益率						
売上高営業利益率						

(4) 今後の見通し